

入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、本工事は、電子契約システム試行対象案件です。

令和 7 年 11 月 17 日

分任支出負担行為担当官

静岡森林管理署長 高柳 威晴

1 工事概要等

（１）入札番号：１号

（２）工 事 名：富士見台宿舎給水設備改修工事

（３）工事場所：静岡県静岡市駿河区富士見台 1-2-4

（４）工事内容：給水設備改修

（詳細については、工事内訳書及び仕様書のとおり。）

（５）工 期：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

（６）本工事の入札は適正かつ円滑な実施を目的として、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価において加点を行う工事である。

（７）本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

（８）本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）令和 7・8 年度の関東森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち「管工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 15 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、

手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 ((2) の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること (経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20 パーセント以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。)

なお、当該実績が森林管理局長等 (林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管署長、森林管理支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。) が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官知) 第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点 (以下「評定点」という。) が 65 点未満であるものを除く。

ただし、工事成績評定を実施した工事実績がない場合も参加資格者とする。

同種工事：集合住宅における給水設備改修工事 (発注機関の官公庁・民間は問わない。)

(5) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者を建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。) に基づき、当該工事に配置できること。

ア 1 級又は 2 級の管工事施工管理技士又はこれと同等以上の管工事に関する資格を有する者であること。

イ 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事は森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が 65 点未満であるものは経験として認められない。

ウ 直接的かつ恒久的な雇用関係が資料受付日以前に 3 ヶ月以上あること。

(6) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知) に基づく指名停止を受

けていないこと。

- (7) 森林管理局長等が発注した建築工事で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年度間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。入札説明書参照。）。
- (9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が、静岡県内に所在すること。
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び技術提案書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間：令和7年11月18日から令和7年12月2日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く）。ただし、最終日は12時まで。
 - イ 提出場所：〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120
静岡森林管理署 総務グループ 電話054-254-3401
 - ウ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとする。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記イの場所に持参又は

郵送すること。

- (3) (2) のアに規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式（簡易型）に関する事項

(1) 総合評価落札方式（簡易型）の仕組み

本工事の総合評価落札方式（簡易型）は、以下の方法により落札者を決定する方法とする。

ア 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

イ 提出された技術提案書の内容、資料等で示された実績等により最大 30 点の加算点を与える。

ウ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価点」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な評価項目ごとの評価基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目

ア 企業の施工実績

イ 配置予定技術者の能力

ウ 信頼性・社会性

(3) 加算点

加算点は、上記(2)アの項目で最大 15 点、イの項目で最大 7 点、ウの項目で最大 10 点の計 32 点とするが、得られた加算点に 30/32 を乗じて得た数値を加算点として与える。

(4) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格・技術提案書等をもって入札する。

標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値（評価値＝（（評価値＋加算点）／（入札価格））を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1 千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲

内で発注者が求める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

（１）担当部局 上記３の（２）のイに同じ。

（２）入札説明書等の交付期間、場所及び提出方法

ア 交付期間：令和７年 11 月 18 日から令和 7 年 12 月 22 日まで（休日を除く。）の 9 時から 16 時まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。

イ 交付場所：上記３の（２）のイに同じ。

ウ その他：配付資料は無料である。

（３）入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を上記３の（２）のイの場所に持参又は郵送すること。

ア 電子入札システムによる入札の開始は、令和 7 年 12 月 18 日 9 時 00 分、締切は令和 7 年 12 月 23 日 10 時 30 分とする。

イ 紙入札方式により持参する場合は、令和 7 年 12 月 23 日 10 時 20 分から同日 10 時 30 分までに静岡森林管理署 1 階会入札室へ持参の上、入札すること。

なお、郵送により入札をする場合は、書留郵便又は配達証明郵便により、入札日の前日（前日が休日である場合はその前日）の 16 時までに上記３の（２）のイに到着したものに限る。

また、再度の入札は引き続き実施するので、郵便入札を行った者は再度の入札に参加することができない。

ウ 開札は、アに示す時間後直ちに静岡森林管理署 1 階入札室において行う。

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

オ 入札参加者は、「関東森林管理局等競争契約入札心得」及び「暴力団排除に関する制約事項」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 その他留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除。

イ 契約保証金：納付するものとする。

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条 4 項に規定する保証会社をいう。）

の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

ウ 予決令第 86 条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は 10 分の 3 以上とする。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。

なお、当該工事費内訳書未提出、及び入札書と金額が一致しない場合は、入札を無効とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記 2 に掲げる資格がない場合には、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否：要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 3 の (2) のイに同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２の（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３の（２）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（９）現場説明は行わない。なお、現場案内についても行わない。

（１０）技術提案書等（競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書）のヒアリング技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

（１１）本案件は、申請書及び技術提案書の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務）」（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知）による。

（１２）詳細は入札説明書及び入札心得による。

7 配付資料

（１）入札説明書

（２）工事請負契約書（案）

（３）工事数量内訳書

（４）仕様書（案内図等含む）

（５）競争参加資格確認申請書様式

（６）技術提案書作成要領（富士見台宿舎）

（７）技術提案書様式

本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。工事契約約款（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>）

上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は契約締結日としますのでご承知おきください。

なお、契約締結迄の間に約款の改正があった場合は、契約締結前にお知らせします。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。